

# 地区整備計画

注意

文中の\*1～\*4部については、「地区整備計画の解説」をご覧ください。

地区区分	建築物等の用途の制限 (次の各号に掲げる建築物は、建築してはならない。)	建築物の敷地面積の最低限度	壁面の位置の制限 (建築物の外壁又はこれに代わる柱(以下「外壁等」という。)の面から敷地境界線までの距離は、次の各号に掲げる数値以上とする。)	建築物等の高さの最高限度	かき又はさくの構造の制限	土地の利用に関する事項
一般住宅A地区	—		(1)道路との境界線までの距離は1mとする。 (2)道路のすみ切り部分の境界線までの距離は0.5mとする。 (3)隣地との境界線までの距離は1mとする。	—		
一般住宅B地区	(1)工場(パン屋,米屋,豆腐屋,菓子屋その他これらに類する食品製造業を営むもの(原動機を使用する魚肉の練製品の製造又は糖衣機を使用する製品の製造を行うものを除く。)で,作業場の床面積の合計が50m <sup>2</sup> 以内のもの(原動機を使用する場合にあっては,その出力の合計が0.75kw以下のものに限る。)を除く。) (2)床面積の合計が15m <sup>2</sup> を超える畜舎	180m <sup>2</sup>	(1)つくば真岡線バイパスとの境界線までの距離は2mとする。 (2)上記以外の道路との境界線までの距離は1mとする。 (3)道路のすみ切り部分の境界線までの距離は0.5mとする。 (4)隣地との境界線までの距離は1mとする。	15m	道路及び隣地境界に面するかき又はさくの構造は、次の各号の一に掲げるものとする。ただし、門柱はこの限りでない。	
沿道住宅A地区	(1)カラオケボックスその他これに類するもの (2)マージャン屋,ぱちんこ屋,射的場,勝馬投票券発売所,場外車券売場,場内車券売場,勝舟投票券発売所その他これらに類するもの (3)キャバレー,料理店,ナイトクラブ,ダンスホールその他これらに類するもの (4)劇場,映画館,演芸場若しくは観覧場又は展示場,遊技場その他これらに類するもの (5)床面積の合計が15m <sup>2</sup> を超える畜舎				(1)生垣 (2)地盤面からの高さ1.5m以下の鉄さく,金網等の透視可能なフェンス(ただし,高さ0.6m以下の基礎の部分はこの限りでない。) (3)木,竹,土,漆くい,自然石,レンガ,瓦その他これらに類する天然材を主要材用いた塀 <sup>*3</sup> (ただし,高さ0.6m以下の基礎の部分はこの限りでない。)	
沿道住宅B地区	(1)住宅 (2)下宿 (3)事務所,店舗その他これらに類するもの(共同住宅の2階以下の部分を当該用途に供するもの <sup>*1</sup> を除く。) (4)ホテル,旅館 (5)ボーリング場,スケート場,水泳場,スキー場,ゴルフ練習場,及びバッティング練習場その他これらに類するもの (6)工場(共同住宅の2階以下の部分に併設するパン屋,米屋,豆腐屋,菓子屋その他これらに類する食品製造業を営むもの(原動機を使用する魚肉の練製品の製造又は糖衣機を使用する製品の製造を行うものを除く。)で,作業場の床面積の合計が50m <sup>2</sup> 以内のもの(原動機を使用する場合にあっては,その出力の合計が0.75kw以下のものに限る。)を除く。) (7)床面積の合計が15m <sup>2</sup> を超える畜舎		(1)道路との境界線までの距離は1mとする。 (2)道路のすみ切り部分の境界線までの距離は0.5mとする。 (3)隣地との境界線までの距離は1mとする。			
共同住宅地区	(1)住宅 (2)下宿 (3)事務所,店舗その他これらに類するもの(共同住宅の2階以下の部分を当該用途に供するもの <sup>*1</sup> を除く。) (4)ホテル,旅館 (5)ボーリング場,スケート場,水泳場,スキー場,ゴルフ練習場,及びバッティング練習場その他これらに類するもの (6)工場(共同住宅の2階以下の部分に併設するパン屋,米屋,豆腐屋,菓子屋その他これらに類する食品製造業を営むもの(原動機を使用する魚肉の練製品の製造又は糖衣機を使用する製品の製造を行うものを除く。)で,作業場の床面積の合計が50m <sup>2</sup> 以内のもの(原動機を使用する場合にあっては,その出力の合計が0.75kw以下のものに限る。)を除く。) (7)床面積の合計が15m <sup>2</sup> を超える畜舎					
センター地区	(1)住宅 (2)下宿 (3)マージャン屋,ぱちんこ屋,射的場,勝馬投票券発売所,場外車券売場,場内車券売場,勝舟投票券発売所 (4)キャバレー,料理店,ナイトクラブ,ダンスホールその他これらに類するもの	500m <sup>2</sup>	(1)都市計画施設である道路(以下「都市計画道路」という。),土浦坂東線バイパスとの境界線までの距離は5mとする。ただし,当該境界線から垂直方向の敷地奥行が50m以下となる部分の境界線延長が,当該境界線の総延長の過半を占める場合 <sup>*2</sup> は2mとする。 (2)計画図表示の道路境界線Aとの境界線までの距離は5mとする。 (3)上記以外の道路との境界線までの距離は2mとする。 (4)道路のすみ切り部分の境界線までの距離は0.5mとする。 (5)隣地との境界線までの距離は2mとする。	—	道路に面するかき又はさくの構造は、次の各号の一に掲げるものとする。ただし、門柱はこの限りでない。	
誘致施設A地区	(1)住宅(2)下宿 (3)マージャン屋,ぱちんこ屋,射的場,勝馬投票券発売所,場外車券売場,場内車券売場,勝舟投票券発売所その他これらに類するもの (4)キャバレー,料理店,ナイトクラブ,ダンスホールその他これらに類するもの (5)劇場,映画館,演芸場若しくは観覧場又は店舗,飲食店,展示場,遊技場その他これらに類する建築物でその用途に供する部分(劇場,映画館,演芸場又は観覧場の用途に供する部分にあっては,客席の部分に限る。)の床面積の合計が10,000m <sup>2</sup> を超えるもの		(1)都市計画道路との境界線までの距離は5mとする。ただし,当該境界線から垂直方向の敷地奥行が50m以下となる部分の境界線延長が,当該境界線の総延長の過半を占める場合 <sup>*2</sup> は2mとする。 (2)上記以外の道路との境界線までの距離は2mとする。 (3)道路のすみ切り部分の境界線までの距離は0.5mとする。 (4)隣地との境界線までの距離は2mとする。		(1)生垣 (2)地盤面からの高さ1.5m以下の鉄さく,金網等の透視可能なフェンス(ただし,高さ0.6m以下の基礎の部分はこの限りでない。) (3)前各号以外の構造で,壁面の位置の制限に規定する距離まで道路境界線から後退させて設けたもの <sup>*4</sup>	
誘致施設B地区	(1)住宅(2)共同住宅 (3)下宿 (4)ボーリング場,スケート場,水泳場,スキー場,ゴルフ練習場,及びバッティング練習場その他これらに類するもの (5)マージャン屋,ぱちんこ屋,射的場,勝馬投票券発売所,場外車券売場,場内車券売場,勝舟投票券発売所その他これらに類するもの (6)カラオケボックスその他これに類するもの (7)床面積の合計が15m <sup>2</sup> を超える畜舎		(1)都市計画道路との境界線までの距離は5mとする。ただし,当該境界線から垂直方向の敷地奥行が50m以下となる部分の境界線延長が,当該境界線の総延長の過半を占める場合 <sup>*2</sup> は2mとする。 (2)計画図表示の道路境界線Bとの境界線までの距離は5mとする。 (3)上記以外の道路との境界線までの距離は2mとする。 (4)道路のすみ切り部分の境界線までの距離は0.5mとする。 (5)隣地との境界線までの距離は2mとする。			
沿道サービス地区	(1)住宅(2)共同住宅(事務所,店舗その他これらに類する用途に供する部分を有するものを除く。)(3)下宿 (4)劇場,映画館,演芸場若しくは観覧場又は店舗,飲食店,展示場,遊技場,勝馬投票券発売所,場外車券売場,場内車券売場,勝舟投票券発売所その他これらに類する建築物でその用途に供する部分(劇場,映画館,演芸場又は観覧場の用途に供する部分にあっては,客席の部分に限る。)の床面積の合計が10,000m <sup>2</sup> を超えるもの		(1)道路との境界線までの距離は2mとする。 (2)道路のすみ切り部分の境界線までの距離は0.5mとする。		道路及び隣地境界に面するかき又はさくの構造は、次の各号の一に掲げるものとする。ただし、門柱はこの限りでない。	
宅地一体型民有緑地地区	—	300m <sup>2</sup>	(1)道路との境界線までの距離は2mとする。 (2)道路のすみ切り部分の境界線までの距離は0.5mとする。 (3)隣地との境界線までの距離は1mとする。			別掲
緑地保全型民有緑地地区	—					
緑景観住宅地区	(1)共同住宅 (2)長屋 (3)寄宿舎又は下宿	200m <sup>2</sup>	(1)計画図表示の市道7-4032号線との境界線までの距離は12mとする。 (2)市道7-4032号線を除く道路との境界線までの距離は1mとする。 (3)隣地との境界線までの距離は1mとする。 (4)道路のすみ切り部分の境界線までの距離は0.5mとする。			—

# 地区整備計画の解説

## 『建築物等の用途の制限』

各地区区分ごとの目指すべき市街地像を実現するため、指定されている用途地域の内容に加え、制限します。

\*1 「共同住宅の2階以下を当該用途に供するもの」とは？

事務所、店舗として利用している部分



共同住宅の1、2階に限っては、事務所や店舗として利用できます。

## 『敷地面積の最低限度』

敷地の細分化を防ぎ、ゆとりある市街地をつくっていくことを目的とし、各地区区分ごとに、敷地面積の最低限度が決められています。

### ●「敷地面積の最低限度」にはこんなルールがあります！！

換地又は仮換地の指定がされた  
画地（一区画の土地）が、  
敷地面積の最低限度に満たない場合

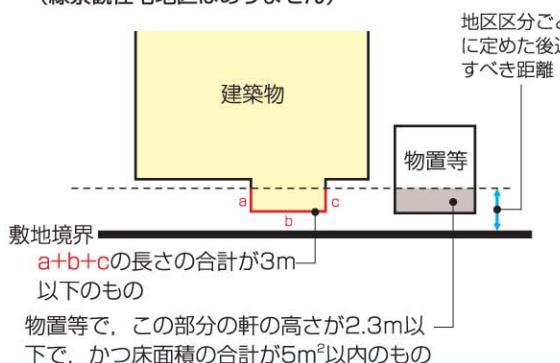
その画地全部を一つの敷地として使用すれば、建築物を建築することができます。

隣接する土地と合わせて敷地として使用し、敷地面積の最低限度を満たすことにより、建築物を建築することができます。このように、一旦、敷地面積の最低限度に適合した敷地の場合は、今後、最低限度未満の面積で使用することはできなくなります。

## 『壁面の位置の制限』

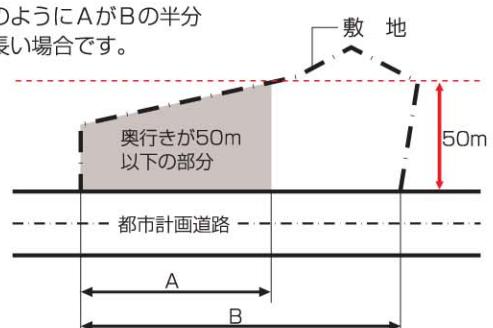
歩行者環境の充実や、ゆとりある住環境の創出を目的とし、各地区区分ごとに、道路や隣地からの壁面の位置を決めています。

### ●このような緩和規定があります。 (緑景観住宅地区はありません)



\*2 「敷地奥行が50m以下となる部分の境界線延長が、当該境界線の総延長の過半を占める場合」とは？

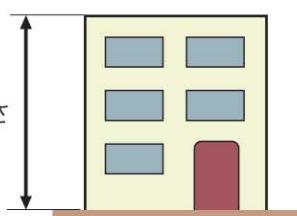
下図のようにAがBの半分より長い場合です。



## 『建築物等の高さの最高限度』

地区区分によって、周辺地区との調和や配慮の点から、建築物等の高さの最高限度を決めています。

建築物等の高さ



## 『かき又はさくの構造の制限』

公共空間に接する敷地境界部は景観形成上大変重要な部分であり、そこに設置されるかき又はさくについては、開放性や地域性を感じられる次のような構造にしてください。

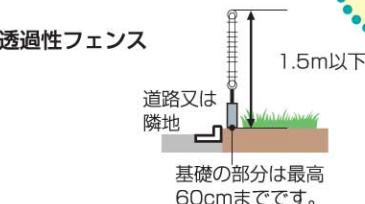
- 下図のいずれかにしてください。

生垣



\*3「木、竹、土、漆くい、自然石、レンガ、瓦その他これらに類する天然材を主要材に用いた塀」とは？

透過性フェンス

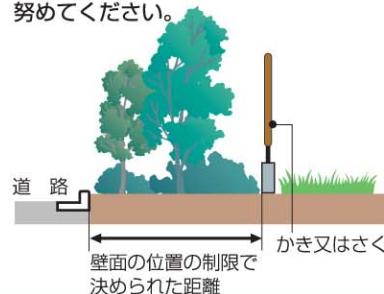


現在地域に  
見られるような、木、  
漆くい等の天然素材  
を用いたものは  
設置可能です



\*4「壁面の位置の制限に規定する距離まで道路境界線から後退させて設けたもの」とは？

後退した部分は、緑化に  
努めてください。



## 『土地の利用に関する事項』

以下の地区では、土地の利用に関するルールも定められています。

地区区分	土地の利用に関する事項
宅地一体型 民有緑地地区	敷地面積の50%以上を樹林地、草地等として維持、保全を図る。
緑地保全型 民有緑地地区	敷地内に現存する樹林地、草地等はその維持、保全を図る。ただし、建築物の敷地その他緑地以外に土地を利用する場合には、敷地面積の50%以上を樹林地、草地等として維持、保全を図る。

宅地一体型民有緑地地区と緑地保全型民有緑地地区では、地域の緑地資源の保全を目的とした地区と考えています。特に緑地保全型民有緑地地区においては、敷地に現存する樹林地、草地等の維持、保全を図っていくことを原則とします。

●緑地保全型民有緑地地区の利用方法については、地域住民に開放し、自然とのふれあいの場を提供する公開型と、環境資源の保全を第一の目的とした非公開型があります。

《緑地保全型の公開型のイメージ》



《宅地一体型のイメージ》

## 建築予定が決まったら !!

- 建築の予定が決まった段階で、事前相談を十分に行ってください。地区整備計画の詳しい説明について、あるいは必要な書類や書式については担当窓口へご相談ください。
- 建築物や工作物を造るときまたは、土地を造成したり区画を分割するときには、建築確認申請に先立ち工事着手の30日前までに市へ地区計画の届出をしていただきます。届出に関しては、裏面の『手続きの流れ』をご覧ください。
- 開発許可が必要な事業の場合は、地区計画としての届出は必要ありませんが、計画内容が地区計画に適合していないと許可がおりませんので、地区計画の内容を十分に把握しておく必要があります。

# 手続きの流れ

## 届出の必要な行為

- ①土地の区画形質の変更 : 土地を造成したり、形状や面積を変えたりするとき
- ②建築物の建築 : 建築物を建てるとき（増改築、移転を含む）
- ③工作物の建設 : 広告塔や看板、擁壁などの工作物を設置するとき（増改築、移転を含む）
- ④かき・さくの設置 : かき・さくを設置するとき
- ⑤建築物等の用途の変更 : 建築物や工作物の用途を変更するとき
- ⑥木竹の伐採 : 宅地一体型民有緑地地区、緑地保全型民有緑地地区で樹木の伐採を行うとき

## 届出に必要な書類(正副2部)

1. 届出書
2. 添付書類……届け出る行為によって異なります。（下記参照）
3. 委任状（代理人提出の場合）
4. 仮換地証明書の写し（仮換地図の写しも含む）

### 添付書類の種類

#### A 土地の区画形質の変更の場合

- ①位置図：縮尺1/2,500以上
- ②設計図：縮尺1/100以上

#### B 建築物の建築、工作物の建設、かき・さくの設置、建築物の用途変更の場合

- |                                    |                                          |
|------------------------------------|------------------------------------------|
| ①位置図：縮尺1/2,500以上                   | ④立面図：2面以上、縮尺1/100以上<br>●建築物の高さを表示        |
| ②配置図：縮尺1/100以上<br>●壁面の後退距離を有効寸法で表示 | ⑤かき又はさくの構造図：縮尺任意<br>●基礎・フェンスの地盤面からの高さを表示 |
| ③平面図：縮尺1/100以上<br>●建築物の場合は、各階平面図   | ⑥求積図（敷地面積、建築面積、延べ面積）                     |

#### C 木竹の伐採の場合

- |                                       |                                                 |
|---------------------------------------|-------------------------------------------------|
| ①区域図：縮尺1/1,000以上<br>●伐採を行う敷地の区域と面積を表示 | ②伐採計画図：縮尺1/100以上<br>●伐採を行うエリアあるいは、伐採を行う樹木の位置を表示 |
|---------------------------------------|-------------------------------------------------|

※上記書類のほかに、必要に応じて参考資料を添付していただくことがあります。

※Bの場合、行為によってはすべての書類の提出は必要ありません。

※詳しくは下記担当窓口までお尋ねください。

## 地区計画の手続き

- ・工事着手の30日前までに市へ地区計画の届出をしてください。

